





IT&S は、IT&S 基本特約条項を付帯したコンピュータ総合保険です。



はじめに

IT&Sとは

保険に加えて各種サービスも提供する、IT導入企業のための総合ITリスクソリューションです。

基本プラン

パソコンが故障しデータの読み出しができない… 大切なデータは大丈夫か?

データ・プログラムの修復、再製作または再取得費用を補償

IT&S 基本特約条項

貴社のデータやプログラムに偶然な事故により損害が生じた場合に、そのデータ・ プログラムを修復、再製作または再取得するための費用を補償します。

誤ってディスクを初期化してしまった。 データの復旧はできないだろうか?



データ復旧アシスタンスサービスの提供

(事故にあったデータの復旧にあたり、損保ジャパン日本興亜の提携会社をご紹介するサービスです。)



読み出せなくなった記録媒体内のデータを復旧し、別媒体(CD-ROM、DVDなど)で返却するサービスです。

- ※データ復旧アシスタンスサービスは、使用されているOS、記録媒体の種類およびその損傷の状況によっては、ご利用できない場合があります。
- ※復旧費用から自己負担額を控除した残額を情報メディア条項の保険金としてお支払いいたします。 ただし、ご契約金額(保険金額)が限度となります。
- ※サービスのご利用にあったては記録媒体を提携会社にご送付いただく必要があります。

コンピュータウイルスのせいで、大切なデータが壊れてしまった。 しかし今後の対策費用までは…

> コンピュータウイルスや不正アクセスが原因で 上記の修復、再製作または再取得費用が支払われた場合に コンピュータウイルスや不正アクセスに対する対策費用を補償

IT&S 基本特約条項

さらに、コンピュータウイルスやハッカー等の不正アクセスが原因で、上記の修復、 再製作または再取得費用が支払われた場合に、次のような対策費用を補償します。

例えば:○コンピュータウイルスの緊急駆除に要する費用

○不正アクセスの再発防止対策に要する費用

など

オプション特約

火災で大事な コンピュータが壊れた。 修理する必要があるが… 落雷でシステムが急にとまってしまった。 営業にも影響が… 落雷でシステムが 急にとまってしまい大忙し。 アルバイトが必要だが、 その費用までは…

ウイルス付きのメールを取引先に送って損害を与えたため、 賠償請求された。賠償金を支払う余裕はないし…

情報機器の修理費用を補償

情報機器等 担保特約条項

偶然な事故により情報機器等に物的損壊が生じた場合に、修理費用を補償します。

営業中止に伴う喪失利益を補償

利益担保 特約条項

偶然な事故によりネットワークを構成するシステム等が停止したことによって貴社の営業 が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用を補償します。

営業継続に必要な追加費用を補償

営業継続費用 担保特約条項 偶然な事故によりネットワークを構成するシステム等が停止したことによって貴社の営業を継続するために要した追加費用(臨時アルバイト費用など)を補償します。

法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償

賠償責任担保 特約条項 貴社の提供した情報の欠陥による情報漏洩、データの消失・破壊、ネットワークを構成するシステムの停止などに伴う第三者に対する法律上の賠償責任を負担することによる損害を補償します。

リスクコンサルティングサービスも提供します(有料)

そもそもうちの会社の システムの安全性って どのくらいのレベルだろうか?

ITセキュリティ診断サービス

貴社システムのリスクを分析・評価するサービスです。

- (1) IT セキュリティ診断サービス
- (2)情報セキュリティポリシー構築支援サービス
- (3)プライバシーマーク取得支援サービス

I T & S の 補 償 内 容

主な事故例

以下のような事故の場合に保険金をお支払いいたします。詳しい内容およびお支払いする保険金の概要はP⑤のIT&Sのあらましをご確認ください。

基本プラン

IT&S 基本特約条項-情報メディア条項-

コンピュータを立ち上げようとしたが起動せず、そこに保存しておいたデータの読みとりが不能になってしまい、データ復旧が必要となった。

IT&S基本特約条項ーウイルス・不正アクセス対策費用条項ー

コンピュータウイルスに感染。ウイルスの増殖を止めるための対策をシステム会社に依頼し、費用が発生した。 今後の対策として、ウイルス駆除ソフトを定期的に配布してもらえるサービスを受けることになり、費用が発生した。

オプション特約

情報機器等担保特約条項

落雷の影響でコンピュータが損傷し、多額の修理費用(再購入費用)が発生した。

利益担保特約条項

火災によりネットワークシステムが焼失。復旧までに1か月間要し、その間売上高が減少した。

営業継続費用担保特約条項

落雷により、受発注システムがダウン。復旧までに1週間要し、その間売上高の減少を免れるために、アルバイトを雇い、費用が発生した。

賠償責任担保特約条項

不正アクセスにより取引先の機密データが外部に流出。不正アクセス対策が不十分であったことから、取引先から損害賠償請求を受けた。

ご契約例

各種特約条項を付帯した場合のご契約例は下記のとおりです。

ご契約例 1 業種:商社 売上高:5億円

		(体)外间:14间/	
補償内容		保険金額	保険料(一括払)
基本	IT&S基本特約条項 — 情報メディア条項 —	7,000千円	
基本プラン	IT&S基本特約条項 — ウイルス・不正アクセス 対策費用条項 —	500千円	40,490円
オプション	情報機器等担保特約条項	2,800千円	7,980円
	利益担保特約条項	100,000千円	144,000円
	営業継続費用担保特約条項	10,000千円	19,000円
	賠償責任担保特約条項	10,000千円	384,500円
		595,970円	

ご契約例 2 業種:小売業 売上高:8億円 (保険期間:1年間)

	補償内容	保険金額	保険料(一括払)
基本	IT&S基本特約条項 一情報メディア条項 —	9,000千円	
基本プラン	IT&S基本特約条項 一ウイルス・不正アクセス 対策費用条項 —	500千円	49,610円
7	情報機器等担保特約条項	4,100千円	11,690円
オプ	利益担保特約条項	160,000千円	230,400円
§	営業継続費用担保特約条項	10,000千円	19,000円
5	賠償責任担保特約条項	10,000千円	176,000円
		486,700円	

お支払いの対象とならない主な損害

各特約条項に共通して適用されるもの

- ●保険契約者もしくは被保険者(補償を受けられる方)または使用人等の故意
- ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動^(※)
- ●西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈または受入できないことに関連する作動 不能、誤操作または不具合
- ●国外で発生した事故による損害

など

※暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を いいます。

IT&S基本特約条項または情報機器等担保特約条項に適用されるもの

- ●保険契約者または被保険者の重大な過失
- ●保険の対象の自然の消耗または劣化もしくは、性質によるさび、かび、変質その他類似の事由
- 保険の対象の欠陥
- ●保険の対象の置き忘れ、紛失または不注意による廃棄
- ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故(情報機器等担保特約条項に適用)

など

利益担保特約条項または営業継続費用担保特約条項に適用されるもの

- ●保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反
- ●ネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用が第三者の故意または悪意によって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。
- ●賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ●通常要するテストを実施していないソフトウエアまたはプログラムの欠陥
- ●ソフトウエアもしくはプログラムの欠陥によって、そのソフトウエアもしくはプログラムのテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた事故 など

賠償責任担保特約条項に適用されるもの

- ●保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を知っていた場合に、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償責任
- ●他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取に起因する損害賠償責任
- ●業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償責任
- ◆特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償責任(ただし、著作権の侵害は補償の対象となります。)
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ●通常要するテストを実施していないソフトウエアまたはプログラムの欠陥
- ●ソフトウエアもしくはプログラムの欠陥によってテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた損害に 起因する損害賠償責任
- ●遡及日(賠償責任担保特約条項を付帯した初年度契約の始期日。ただし保険期間の中断がある場合は再開後の保険契約の始期日が遡及日となります。)以前に発生した事故に起因する損害賠償責任 など
- ※上記以外にも付帯される特約条項等により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご注意点

IT&S のあらまし

	& 5		*************************************
		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要
基本プラン	IT&S 基本特約条項 一情報 メディア 条項 —	次に掲げるような偶然な事故により、保険の対象の情報メディア(データ、プログラム等の記録媒体)に生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ・コンピュータウイルス、不正アクセス・情報機器、記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害(物的損傷の有無を問いません。)、物的損壊または盗取・誤操作・静電気、電磁気、過電圧、電圧低下、電力の供給停止・洪水台風高潮、落雷またはこれらに類似の自然変象・第三者による故意、悪意または妨害行為など	損傷した保険の対象を修復もしくは復旧するため、または同種同等の情報メディアを再製作もしくは再取得するために必要とした費用から自己負担額(2万円)を差し引いた残額を、損害保険金としてお支払いします。ただし、1事故あたり保険金額を限度とします。
	IT&S 基本特約条項 一 ウイルス・ 不正アクセス 対策費用 条項 一	コンピュータウイルスまたは不正アクセスにより情報メディア条項において保険金が支払われる事故が発生した場合に、その対策に要する費用に対して保険金をお支払いします。	次に掲げるウイルス・不正アクセス対策費用を実際に支出することによって被る損害の額を、保険金としてお支払いします。ただし、事故を発見した日からその日を含めて6か月以内に支出した費用にかぎり、1事故につき50万円を限度にお支払いします。・情報メディア条項における損害の拡大を防止するために緊急に支出した費用・事故の原因を究明するために支出した費用・同様の事故の再発防止対策のために支出した費用・事故発生の後に、事故に起因した他人の被害発生の有無についての確認を行うために支出した費用、または謝罪を行うことを目的に、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ホームページ等による宣伝活動を実施するために支出した費用なお、保険金の請求にあたっては、情報処理推進機構(IPA)セキュリティーセンター(ISEC)への必要な情報の届出を行っていただきます。
オプション	情報機器等担保特約条項	偶然な事故により、保険の対象の情報機器等に生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ※移動電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器およびこれらの付属品は保険の対象外となります。	(1)損害保険金 損傷した保険の対象を損害発生直前の状態に復するために必要な修理費用から自己負担額(1万円)を差し引いた残額を、損害保険金としてお支払いします。なお損害額はその損害の生じた地および時における保険の対象の再調達価額によって定めます。ただし、1事故につき保険金額を限度とします。 (2)臨時費用保険金 火災、落雷、破裂または爆発により、(1)の損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。 (3)残存物取片づけ費用保険金(1)の損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して、損害保険金の10%に相当する額を限度として、その実費を残存物取片づけ費用保険金としてお支払いします。
	利益担保 特約条項	不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器・設備の機能の全部または一部が停止することにより、免責時間(3時間)を超えて営業の遂行が休止または阻害されることによって生じた損失に対して保険金をお支払いします。	「(収益減少額 ^(注1) ×約定てん補率 ^(注2) +収益減少防止費用 ^(注3) -自己負担額(30万円)」を保険金としてお支払いします。 ただし、1事故および保険期間通算で保険金額を限度とし、事故発生から1か月以内に生じた損失にかぎります。この期間内に、支出を免れた経常費があるときは、次の算式により得られた額を差し引きます。 支出を免れた経常費×約定てん補率/利益率 ^(注4) (注1)収益減少額とは、標準営業収益 ^(注5) から、てん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。 (注2)約定てん補率とは、ご契約時に協定いただく、収益減少額のうちの保険金支払の対象となる割合をいいます。なお、約定てん補率が利益率より大きいときは、「約定てん補率」を「利益率」と読み替えます。 (注3)収益減少防止費用とは、次の算式により得られた額とし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率を乗じて得られた額を限度とします。 収益減少防止費用×約定てん補率/利益率 (注4)利益率とは、直近の会計年度(1年間)において、次の算式により得られた割合をいいます。 利益率=(営業利益+経常費)/営業収益 (注5)標準営業収益とは、事故発生直前12か月のうち、てん補期間(保険金支払の対象となる期間)に応当する期間の営業収益をいいます。
	営業継続費用 担保特約条項	不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク 構成機器・設備の機能の全部または一部が停止す ることにより、免責時間(3時間)を超えて営業の遂 行が休止または阻害されることによって生じた営 業継続費用に対して保険金をお支払いします。	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ 有益な費用のうち通常要する費用を超える部分(営業継続費用)の額から、自己負担 額(30万円)を控除した残額を、保険金としてお支払いします。 ただし、1事故および保険期間通算で保険金額を限度とし、事故発生から1か月以 内に生じた営業継続費用にかぎります。
オプション	賠償責任 担保特約条項	業務を遂行するために日本国内において行うネットワークの所有、使用もしくは管理または情報の提供にあたり、次に掲げる事由 起因して、日本国内において提起された損害賠償請求について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害の額から、 己負担額(10万円)を控除した残額を、保険金としてお支払いします。ただし、1事故および保険期間通算で保険金額を限度とします ・所有・使用もしくは管理するネットワークの停止、または提供する情報の欠陥 ^(注) に起因する、第三者の業務遂行の休止またに 阻害により生じた経済的損失 ・不正アクセスまたは提供する情報の欠陥 ^(注) により生じた電子データの漏洩に起因する、第三者のプライバシーの侵害、名意 もしくは信用の毀損または経済的損失 ・不正アクセスまたは提供する情報の欠陥 ^(注) に起因する、第三者の情報の消去もしくは損傷または阻害により生じた経済的損失 ・提供する情報に起因する、第三者の人格権または著作権の侵害 (注)コンピュータウイルスに感染している状態を含みます。	

特にご注意いただきたいこと

契約締結時における注意事項

告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお 申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除 されたり、事故の際に保険金をお支払いできなかったりすることがありますのでご注意ください。

保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

限料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項を付帯した場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。 なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

クーリングオフ

他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。 ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

保険料のお支払い方法

保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数回に分けてお支払いいただく分割払があります。 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込 期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなかったり、ご契約が解除されたりすることがあります。

Π 契約締結後における注意事項

通知義務等

(1)保険契約締結後以下の通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

- ・保険の対象を収容する建物の改築または増築
- ・保険の対象を収容する建物の15日以上にわたる修繕
- ・保険の対象を収容する建物もしくは構内の変更
- ・保険の対象を収容する建物の構造または用途の変更
- ・その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実*の発生

※保険契約申込書および明細書等もしくは契約内容変更依頼書に★印のある項目に関する事実をいいます。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

通知事項に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因があるときは、あらかじめご通知ください。その事実の発生がご 契約者または被保険者に原因がないときは、その事実を知った後、遅滞なくご通知ください。

- (2)保険の対象または営業権を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生した 時に保険契約はその効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
- (3)保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかない と、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパン 日本興亜までご連絡ください。
- (4) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。 ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところによ り保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1)保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合 (2)被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3)保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対す る信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

Ш -事故にあわれたら

🕩 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。 遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。 (注)事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

🖪 保険金のお支払いについて

P6Ⅲ2の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、 お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損 保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパ ン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細に つきましては損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせくだ さい。

🗗 示談交渉について

事故が起こった場合 事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱 代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故 サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

【受付時間】平 日:午後5時~翌日午前9時

土日祝日: 24時間(12月31日~1月3日を含みます。) ※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご 連絡ください。

この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接 契約されたものとなります。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。 損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減さ れることがあります。

れることがあります。 この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマ ンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故 による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(http://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

http://www.sink.co.jp/contact/

損保ジャパン日本興亜 問い合わせ



検索

【カスタマーセンター】

【受付時間】平日:午前9時~午後8時

土・日・祝日:午前9時~午後5時(12月31日~1月3日は休業)

0-888-0

●おかけ間違いにご注意ください。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定 紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を 締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、 -般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570 — 022808 通話料 IP電話からは

有料 03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間】平 日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

- ★IT&Sは、IT&S基本特約条項およびオプション特約条項を付帯したコンピュータ総合保険の商品名です。
- ★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、 ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111 〈公式ウェブサイト〉http://www.sjnk.co.jp/

お問い合わせ先